平成２４年（フ）第１３２６号
札幌市白石区北郷８条４丁目２番８号
債務者　真浦江梨香
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３７号
札幌市東区北25条東10丁目１番２―202号
債務者　杉田　泰彦
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６３号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目13番23―105号
債務者　阿部　真士
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６６号
北海道千歳市新富３丁目21番10号
債務者　松並　浩司
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６７号
北海道千歳市新富３丁目21番10号
債務者　松並　優子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２５号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目３番20―1001号
債務者　濱津　真衣
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２７号
札幌市白石区南郷通13丁目南１番13号　竹村マンション202号、住民票上の住所札幌市中央区大通東４丁目１番地14　メゾン大通東503号
債務者　福田　洋平
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４６号
札幌市東区北22条東４丁目３番８号
債務者　磯崎　達也
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６６号
札幌市厚別区厚別東４条９丁目１番３―108号
債務者　宮本優佳子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７０号
札幌市中央区南18条西11丁目１番24号　コーポアルファ302号
債務者　山内　千絵
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１２号
札幌市東区北20条東１丁目１番３―208号
債務者　大槻　律子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６号
群馬県藤岡市中栗須43番地17　ハイムＯＳ―Ａ―203号室
債務者　磯部　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３５４号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目28番15号
債務者　白土　昭和
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３５５号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目28番15号
債務者　白土　朝子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０６号
新潟県長岡市上岩井1005番地９
債務者　丸山美津枝
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
新潟県佐渡市宮川甲463番地３
債務者　池田　浩志
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
新潟地方裁判所佐渡支部